

## 累積投資約款

### 第 1 条 (約款の趣旨)

この約款は、お客様（以下「申込者」といいます。）と株式会社りそな銀行（以下「当社」といいます。）との間の、第 2 条に定める投資信託受益権（以下「ファンド」といいます。）の累積投資に関する取り決めです。当社はこの約款に従って、ファンドの種類ごとに累積投資契約（以下「契約」といいます。）を申込者と締結します。

### 第 2 条 (適用範囲)

この約款は、全てのファンドにかかる累積投資について適用するものとします。

### 第 3 条 (申込方法)

1. 申込者は所定の申込書に必要事項を記入のうえ、記名押印し、これを当社に提出することによって契約を申し込むものとし、当社が承諾した場合に限り取引を開始するものとします。
2. 契約が締結されたときは、当社はただちにファンドの累積投資口座を設定します。

### 第 4 条 (金銭の払込み)

申込者はファンドの買付けにあてるため、初回および 2 回目以降の払込みにつき、各ファンドにおいて定める最低投資金額以上の金銭をその口座に払込むことができます。ただし、第 1 回目の払込金は、原則これを契約の申込時に払込むものとします。

### 第 5 条 (買付時期・価額)

1. 当社は申込者から買付けの申込があったとき、遅滞なくファンドの買付けを行います。
2. 前項の買付価額は買付約定日の価額に所定の手数料および消費税を加えた金額とします。
3. 買付けられたファンドの所有権およびその元本ならびに果実に対する請求権は、当該買付けのあった日から申込者に帰属するものとします。

### 第 6 条 (果実の再投資)

1. ファンドの果実は、申込者に代わって当社が受領のうえ、当該申込者の口座に受入れ、その全額をもって決算日の価額により買付けます。なお、この場合、買付けの手数料は無料とします。
2. 申込者はいつでも前項の買付けの中止を申し出ることができるものとします。

### 第 7 条 (返還)

1. 当社は、この契約にもとづくファンドについて、申込者からその返還を請求されたときに換金のうえ、その代金を返還します。この場合の換金金額は、換金の際に適用される各ファンドの価額に基づくものとします。
2. 前項の請求は、当社所定の手続によってこれを行うものとします。

### 第 8 条 (解約)

1. この契約は、次の各号のいずれかに該当したときは、解約されるものとします。
  - イ. 申込者から解約の申し出があったとき
  - ロ. 買付けが1 ヶ年を超えて行われなかったとき  
ただし、前回買付けの日から1 ヶ年以内に保管中のファンドの果実によって当該ファンドの買付けができる場合の当該契約については、この限りではありません。
  - ハ. 当社が累積投資業務を営むことができなくなったとき
  - ニ. この契約にかかるファンドが償還されたとき
2. この契約が解約されたとき、当社は遅滞なく保管中のファンドを第8条に準じて当社において、申込者に返還します。

#### 第9条（その他）

1. 当社はこの契約に基づいてお預りした金銭に対しては、利子その他いかなる名目によっても対価をお支払いいたしません。
2. この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他の必要が生じたときは、変更される場合があります。

平成21年4月

以 上